

令和8年度 野母崎小中一貫 青潮学園 いじめ防止基本方針

いじめの定義…「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底する。
- (2) いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

【めざす児童・生徒像】

進取・・・自ら学び、自ら鍛え、行動する子ども
調和・・・思いやりがあり、協力する子ども
創造・・・常に工夫し、前進する子ども

いじめ防止対策委員会

○管理職、教務主任、生活指導主任、教育相談担当

- ・多面的にいじめの原因や対応の在り方などについて検討する。
- ・全校をあげて分掌組織を機能させながら取り組む。
- ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。

専門家・外部関係者

教育相談担当や他の相談機関の活用などにより、学校における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。

P T A・地域との連携

- ・家庭、地域、関係機関との連携方針を確立、共通理解
- ・保護者・地域住民との情報交換を行う。

関係機関との連携

- ・指導の結果、新しい情報がわかり次第、第2報、第3報を市教委に報告し対応を協議する。

児童会・生徒会

- ・いじめを大人に伝えることは正しい行為である。
- ・いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめと同様に許されないこと。

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

＜いじめ防止対策推進法＞

（保護者の責務等）第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

① いじめ問題への取組

いじめの防止

- 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- 豊かな人間関係づくりと教育相談体制を充実する。
- 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立、共通理解を図る。
- 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる問題である」という共通認識をもつ。
- 地域住民等からの意見を受け止めて反映する。
- 体験活動等多様な指導方針による道徳教育の実践を図る。
- 特別活動等において人間関係を豊かにする活動の創意工夫を行う。

いじめの早期発見

- 生活ノートや日記（担任提出用）等らの情報収集の工夫を行う。
- 児童生徒に関する情報の引き継ぎと小中連携の積極的な実施
- 家庭生活の変化の有無等について保護者への電話などでの問い合わせ
- 児童生徒に関する情報の共有化
- 具体的な状況把握・確認、記録を行う。（いじめを起こした背景、時間的経過、他校、他学年、卒業生等との関係）
- 普段から子どもの生活を把握するため定期的に健康アンケートや個人面談を行う。

いじめに対する措置

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底する。
- いじめられている児童生徒は学校が徹底的に守り通すことを言葉と行動で示す。
- 学級活動、道徳教育等で、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の判断や正義と勇気について発達段階に応じて適切に繰り返し指導する。
- 該当児童生徒の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。
- 対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。

重大事態発生時の取組

- 緊急時に備えた校内体制の整備を行う。
- 加害・被害児童生徒の継続的観察を行い、様子に変容した場合、学校への連絡くを依頼する。
- 加害者児童生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- 関係機関の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

② いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合（すみやかに対応する）
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談の通報があった場合

いじめの情報

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

教頭・副校長・校長への報告

報告・指示

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携し、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

加害児童生徒への継続した指導

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友だちや教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。（誠意をもって迅速に行う）

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

③ いじめのチェックリスト

①服装	⑤態度やしぐさ
☐ ポケットが破れていたり、ボタンが取れたりしている。	☐ どことなくおどおどしている。何かのきっかけで感情の起伏が激しくなる。
☐ 服装に普通ではないような汚れがある。	☐ 元気がなく表情もさえない。忘れ物も多くなる。
☐ 最近、服装がなんとなく乱れている。	☐ 朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。
②持ち物	☐ 体の不調を訴えて遅刻・早退をする。
☐ 筆箱やかばんが破れていたり、持ち物が頻繁になくなったりしている。	☐ 日曜・休日は機嫌がよい。
☐ かばんや教科書に落書きが書かれている。	☐ 部屋にとじこもりがちになり、ときどき部屋で泣いているようだ。
☐ 買い与えたものを紛失したり壊されたりしている。	☐ 家族と視線を合わせるのを避けているようだ。
☐ ナイフなどをかばんやポケットに入れて持ち歩いている。(護身用)	⑥からだや体調
③金銭	☐ 体や顔にあざや傷がある。親が尋ねても納得のいく説明が得られない。
☐ 急に金遣いが荒くなる。	☐ 腕や足などを隠し、見られるのを嫌がる。
☐ お金をねだることが多くなる。	☐ 登校時に体の不調を訴え、学校へ行きたがらなくなる。
☐ 金品をたびたび持ち出している。	☐ 寝言を言ったり、うなされたりする。
☐ 必要以上のお金を持っている。	⑦友人関係
④家庭学習	☐ 友だちの話をしなくなる。
☐ 急に学習意欲がなくなる。	☐ 早く学校から帰ってきて外出しようとししない。
☐ 成績が急に下降している。	☐ 友だちが迎えに来たり、電話がかかったりするが、出たがらない。
☐ 家庭での学習のときにぼんやりと考えごとをする姿が見られる。	☐ 不快な呼び名で呼ばれている。

④ 年間活動計画

(小学校) 情報交換会は毎月実施する。

(小学校中学校合同) 児童生徒指導部会は毎週実施(小学校教頭、生活指導主任同席)

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	歓迎集会・遠足	10月	地区児童会
5月	地区児童会	11月	人権教育研修会
6月	縦割り活動	12月	人権集会
7月	個人面談	1月	地区児童会
8月	平和集会	2月	人権教育研修会
9月	小中連絡会	3月	6年生に感謝する会、小中連絡会

⑤ 様々な相談機関

いじめ・不登校に関する相談	・ こども相談センター	095 (829) 1122
	・ こども・子育てイーカオ相談	(822) 3725
	長崎市教育委員会教育研究所 相談室	0120-556-275
	長崎市教育委員会学校教育課 生徒指導係	095 (829) 1195
こころの悩み	長崎いのちの電話	095 (842) 4343
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課	095 (846) 5115
	長崎県警本部ヤングテレホン	0120-786-714
非行相談	法務少年支援センターながさき (長崎少年鑑別所浦上青少年相談室)	095 (847) 2460
児童虐待の相談や情報提供	長崎市子育てサポート課(子ども家庭センター)	095 (829) 1255
	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター	095 (844) 6166

⑥ スクールカウンセラーについて

本校には、スクールカウンセラーが配置されている。相談を希望される場合は、気軽に学校まで直接ご相談できるような体制を整備している。